

国立研究開発法人物質・材料研究機構

防 災 業 務 計 画

平成27年 6月30日

27規程第108号

改正：平成28年 3月29日 28規程第38号

改正：令和元年 8月 6日 2019規程第51号

改正：令和2年11月24日 2020規程第65号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第72号

改正：令和7年 3月11日 2025規程第59号

目 次

第1章 総則 ----- 2

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 本計画策定上の災害規模の設定

第2章 震災対策の事前準備 ----- 3

1. 震災発生に備えた情報収集
2. 連絡体制の整備
3. 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び改訂
4. 参集体制
5. 危険物等の保安対策
6. 施設・設備の対策
7. 外部への連絡・情報提供
8. 資料の保存
9. 職員等の生活対策

第3章 災害対策本部 ----- 5

1. 設置
2. 任務

第4章 地震対策上必要な教育 ----- 5

第1章 総則

1. 計画の目的

国立研究開発法人物質・材料研究機構防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第39条第1項の規定に基づき、指定公共機関としての国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の災害事務についての必要事項を定め、円滑かつ適切に災害処理を遂行することを目的とする。

2. 基本方針

（1）本計画は、消防法（昭和23年法律第186号。）第8条に基づく防火・防災

（又は消防）計画との整合性を考慮し定めるものとし、災害に対する事前準備及び災害が発生し初動対応が収まった後の点検、修理等を含める。なお、災害の初動対応については防火・防災（又は消防）計画に委ねるものとする。

（2）本計画は、次の者及び範囲に適用する。

1）機構に勤務する者及びその他の出入りするすべての者、発災時に機構の敷地内にいる者。

2）機構の防火及び防災管理上必要な業務の一部を受託している者。

3）機構の千現、並木、桜地区の防火対象物及び敷地内すべての場所。

（3）（2）で適用する負傷者等の救出・救護を最優先し、災害の拡大防止に努めることにより、事業所の外に及ぼす災害の影響を緩和するとともに復旧対策を行う。

（4）実施にあたっては、国、地方公共団体その他災害対応に係る関係諸機関と相互に連携を図りながら協力をするとともに、防災業務が総合的、効果的かつ安全に行われるよう努めるものとする。

（5）応急・復旧対策業務には、限られた人的及び物的資源を集中的に投入するものとする。

（6）本計画の具体的実施については、機構の関係諸規程類に定めるところによる。

（7）本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、今後定期的に見直しを加え、必要に応じ修正されるものとする。

3. 本計画策定上の災害規模の設定

本計画の策定に際して、気象災害*及び地震・火山災害**の影響の大きさについて検討し、本計画で対処する災害の種類を地震に選定した。地震は、3地区の複数の建屋等に同時に影響を及ぼし、電気、ガス、水道の供給、交通機関に対しても広範囲にわたり被害を及ぼす可能性があるためである。地震以外の災害に対しては本計画の範囲内で対処が可能であると考えたため、その他の災害に対する対処の記述は省略した。

本計画の検討において設定した地震の震度は6弱であり、これは、中央防災会議で想定している茨城県南部地震（マグニチュード7.3）、つくば市の最大震度6弱（つくば市防災マップ、揺れやすさマップ）に基づくものである。

*雨：河川洪水、内水氾濫、斜面崩壊、土石流、地すべり// 雪：なだれ、降積雪、降雹、霜// 風：強風、たつ巻、高潮、波浪、海岸侵食// 雷：落雷、森林火災// 気候：干ばつ、冷夏

**地震：地盤震動、液化化、斜面崩壊、岩屑なだれ、津波、地震火災// 噴火：降灰、噴石、火山ガス、溶岩流、火砕流、泥流、山体崩壊、岩屑なだれ、津波、地震

第2章 震災対策の事前準備

1. 震災発生に備えた情報収集

機構は、地震等の災害に対し万全を期すため、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

2. 連絡体制の整備

機構は、震災発生直後の被害規模の早期把握並びに災害情報の収集の手段を用意し、併せて機構内部、文部科学省、地方公共団体を含めた関係機関に対する連絡を迅速に行うための連絡体制を夜間・休日も含めて確立するよう関連部署に指示する。

3. 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び改訂

（1）機構は、震災対応についての必要事項を定め、円滑かつ適切な災害処理を定めた本計画及び非常時においても、重要かつ停滞してはならない業務の継続性確保について定めた国立研究開発法人物質・材料研究機構事業継続計画の策定及び改訂について関連部署に指示する。

（2）機構は、業務を継続するために必要な情報について、被災時に引き続き使用できるようにバックアップ対策や情報の保護を図るよう関連部署に指示する。

4. 参集体制

機構は、災害対策本部に参集し、震災発生時直後に措置すべき震災応急・復旧対策業務を行う必要がある職員（以下「防災担当職員」という。）をあらかじめ指名し、防災担当職員の参集体制を確立するよう関連部署に指示する。

（１）防災担当職員の業務

防災担当職員は、震災発生時に災害対策本部に参集し、震災応急・復旧対策業務を行う。また、自衛消防隊が活動中は自衛消防隊と協力し業務を行う。震災応急・復旧対策業務の一覧は別表に示す。

（２）防災担当職員の指名

平常時に徒歩で概ね３時間以内（概ね機構から９km 範囲内。）に参集できる場所に居住する機構職員の中から、理事長があらかじめ指名する。

５．危険物等の保安対策

機構は、構内において管理する薬品及び危険物の保安に関し、被災時にこれらに伴う災害を防止するため、適切な予防措置を講ずるよう関連部署に指示する。また、被災後においては遅滞無く被災状況を確認し、これらの使用の停止、又は安全な場所への移動等適切な被災後の安全対策手順等を予め検討しておくよう関連部署に指示する。

６．施設・設備の対策

- （１）機構は、震災時における庁舎機能を確保するため、火災防止、器物破損防止、ロッカー等の転倒防止等の安全対策を講じておくよう関連部署に指示する。
- （２）機構は、災害対策本部の正常な機能を確保するため、常用負荷にて少なくとも１２時間電力供給ができる非常用発電設備の整備を関連部署に指示する。
- （３）機構は、緊急避難経路を定め、職員等の避難を円滑にするための表示等に配慮するよう関連部署に指示する。

７．外部への連絡・情報提供

機構は、被災時における関係行政機関との連絡調整を適切に行うとともに、報道機関・周辺住民等からの問い合わせへの対応、外部への広報等を円滑に行うため、連絡・情報提供の体制を定めておくよう関連部署に指示する。

８．資料の保存

- （１）機構は、円滑な災害復旧に資するため、重要な資料の原本又は複製を整備して保存するよう関連部署に指示する。
- （２）機構は、被災した場合の応急復旧を迅速に行うため、あらかじめ完成図書等を整

えておくよう関連部署に指示する。

9. 職員等の生活対策

機構は、震災発生時及び震災後に必要な資機材、生活必需品、医療用品等を資材倉庫等に備蓄しておくよう関連部署に指示する。

第3章 災害対策本部

1. 設置

- (1) 理事長は、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するために必要があると認めるときは、機構に災害対策本部を設置するものとする。
- (2) この計画に定めるもののほか、災害対策本部の設置及び編成等については、防火・防災（又は消防）計画及びその細則に定めるところによる。

2. 任務

災害対策本部は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 二次災害に配慮しつつ、負傷者等の救出・救護その他の応急・復旧対策に必要な情報の収集を行うとともに、事業所外への影響の緩和対策を行うこと。
- (2) 機構としての意思決定を迅速に行い、震災による被害から適切かつ早急な復旧を目指すこと。

第4章 地震対策上必要な教育

機構は、職員に対する教育を実施するよう関連部署に指示する。教育の実施については、その所属により果たすべき役割が異なることを考慮し、次に掲げる事項について、講演会、研修、パンフレット等により教育を行うものとする。

- (1) 災害対策本部の設置、災害対策本部員及び防災担当職員の参集体制
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 職員が果たすべき役割
- (4) 地震防災対策として講じられている対策に関する知識
- (5) 防災教育、防災訓練等を定期的実施し、役職員の資質向上を図る。

第5章 庶務

本計画の庶務は、安全・施設管理部門安全管理室が処理する。

附 則

この規程は平成２７年７月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年３月２９日 ２８規程第３８号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和元年８月６日 ２０１９規程第５１号）

この規程は、令和元年８月６日から施行する。

附 則（令和２年１１月２４日 ２０２０規程第６５号）

この規程は、令和２年１１月２４日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第７２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第５９号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表

震災応急・復旧対策業務一覧表（就業時間内においては、負傷等のなかった役職員は、二次災害、余震に注意しつつ、通常業務、復旧業務等に従事し、自衛消防隊等に協力する。）

番号	業務名	業務内容	担当	就業時間外	就業時間内	備考
1	災害対策本部設置	災害対策本部の設置を行う。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊本部班		●	
2	事業所内での負傷者等の把握	巡回、点呼等により事業所内における負傷者、避難者等の確認を行い、情報を取り纏め災害対策本部に報告する。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊通報連絡班		●	
3	情報収集	地震の規模・範囲に係わる情報及び災害の進展状況に係わる情報の収集を行う。	防災担当職員	●	●	
4	機構内放送	災害情報発信のため緊急構内放送を行う。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊通報連絡班		●	
5	外部への連絡・情報提供	・関係行政機関との連絡調整を適切に行う。 ・報道機関・周辺住民等からの問い合わせへの対応、外部への広報等を円滑に行う。	防災担当職員	●	●	
6	負傷者救護	事故・災害発生時における負傷者の救護。	現場にいた者	●		
			自衛消防隊応急救護班		●	
7	防火業務、事業所外への影響緩和業務	初期消火活動の実施。事業所外への影響がある事象について外部への影響を緩和する。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊初期消火班		●	
8	防災業務	災害発生時における避難誘導を行う。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊避難誘導班		●	
9	施設・設備管理	施設・設備の維持管理業務。	防災担当職員	●		

			自衛消防隊安全防護班		●	
--	--	--	------------	--	---	--

番号	業務名	業務内容	担当	就業時間外	就業時間内	備考
1 0	二次災害の発生及び周辺地域等へ害を及ぼす可能性のある施設、設備の点検、修理等	地震等の災害により機構が損傷を受けた場合、毒物・劇物保管設備、X線発生装置、放射線施設、クリープ試験装置、高圧ガス製造施設など、二次災害の発生及び周辺地域等へ害を及ぼす可能性のある施設・設備の点検又は必要に応じて修理等を行う。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊安全防護班		●	
1 1	二次災害防止対応	・火気使用設備、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置。 ・危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立入禁止措置。 ・エレベーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置。余震を考慮した使用制限等の検討。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊安全防護班		●	
1 2	機構内外ネットワークの状態確認正常運用確保	・機構内のネットワークの回線状態確認。 ・外部ネットワーク接続サービスを提供するつくばWANとの回線状態確認。 ・回線の復旧又は回線の正常運用確保。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊安全防護班		●	
1 3	メールシステムの正常運用確保	機構内部及び外部とのメール送受信の正常運用を確認し、異常がある場合は復旧する。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊安全防護班		●	
1 4	受付	来客者対応、代表電話対応。	防災担当職員	●		
			自衛消防隊通報連絡班		●	
1 5	帰宅困難者対応	帰宅困難となるおそれのある役職員等に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じ、必要に応じ機構庁舎内に宿泊させる。	防災担当職員	●		
			防火・防災管理者 統括管理者		●	

